

関西大学地域再生センター内規

制定 平成20年3月22日

(趣 旨)

第1条 この内規は、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）規程第5条の規定に基づき、関西大学地域再生センター（以下「地域再生センター」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 地域再生センターは、学外機関の支援を得て、国内外の研究機関との共同研究を推進し、もって地域、社会基盤施設などの再生、維持管理システムの構築及び地域再生政策のマネジメントに貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 地域再生センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 共同研究プロジェクトの学術研究及び調査並びにその成果の発表
- (2) 若手研究者の育成
- (3) その他地域再生センターが必要と認める事業

(構 成)

第4条 地域再生センターに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター研究員

2 地域再生センターに副センター長を1名置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は地域再生センターを統括し、代表する。

2 センター長は、機構長がセンター研究員のうちから、機構研究員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、センター長がセンター研究員のうちから推薦し、運営会議の議を経て、センター長が任命する。

3 副センター長の任期は、センター長の任期内とし、再任を妨げない。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、地域再生センターの研究に従事する。

2 センター研究員は、機構長が本学専任教育職員、特別契約教授、客員教授、特別任命教育職員、特別任用教育職員又は機構規程第10条第3項に規定する機構研究員のうちから、運営委員会の議を経て学長に推薦し、理事会が任命する。

3 センター研究員の任期は、原則として5年とし、再任を妨げない。

(運営会議)

第8条 地域再生センターに運営会議を置く。

2 運営会議は、次の職員で構成する。

(1) センター長

(2) センター研究員

(3) 第4条第2項に該当する者

3 議長は、センター長をもって充てる。

4 議長は、必要に応じて、学内外学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

第9条 運営会議は、センター長が招集する。

2 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 地域再生センターの運営に関する事項

(2) 第3条各号に掲げる事業に関する事項

(3) その他地域再生センターに関する重要事項

3 運営会議は、構成員の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(事務)

第10条 地域再生センターに関する事務は、先端科学技術推進機構グループが行う。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、運営会議の議を経て、機構研究会の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規(改正)は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、2021年4月1日から施行する。